重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための
施設整備事業の補助対象等について

（１）対象

支援区域において、医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関（保険診療を主とする医療機関）。

（２）対象事業

| 対象経費 | 補助率 |
|---|---|
| 医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費<br>・宿直室　・医局　・更衣室　・浴室　等<br>※ 住居としてのみ使用される医師住宅は対象とならない。 | 1/2 |

（３）補助対象経費及び補助率

| 対象経費 | 基準額 | 補助率 |
|---|---|---|
| 医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費<br>・宿直室　・医局　・更衣室　・浴室　等<br>住居としてのみ使用される医師住宅は対象とならない。<br><br>次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。<br>基準面積80㎡ | １㎡あたり<br>鉄筋コンクリート<br>：558,000 円<br>ブロック<br>：444,000 円<br>木造<br>：362,000 円 | 1/2 |